

新規公共柵設置工事について

1 受益者負担金・分担金について

各処理区の負担金額は、下水道等負担金額一覧を参照してください。

ただし、負担金額と設置工事費を比較し、金額が大きい方が負担金額となります。

2 公共柵設置工事申請書及び見積書の提出について

(1) 公共柵設置工事申請書に必要事項を記入し提出してください。

- 水道メーターの口径と口数を記載してください。

- アパート等の場合、口径と口数で負担金額が異なる場合があります。

- 平面図は本管、取付管、公共柵の位置がわかる略図を記載してください。

(2) 公共柵設置工事費計算書（見積書）を添付してください。別様式の見積書でも構いません。

- 工事費計算書及び見積書の名称は「〇〇〇〇様宅公共柵設置工事」としてください。

- 公共柵設置が複数ある場合は、「〇〇地区公共柵設置工事」としてください。

3 事前確認事項について

- 交通規制の有無を確認してください。※交通規制手続きに約3週間必要です。

- 交通規制を行う場合、警察署へ道路工事等協議書及び道路通行規制意見聴取書を提出しますので、着工予定日をご連絡ください。

- 国県道の工事の場合は、道路占用許可申請及び道路交通規制依頼が必要です。手続きに約1ヵ月程度必要ですので、担当者と事前に打合せをしてください。

- 道路占用許可申請書については、施工業者で行ってください。

4 建設工事請負契約書又は請書の提出

(1) 請負額が30万円以上は建設工事請負契約書とし、30万円未満は請書とします。

(2) 建設工事請負契約書または請書に「建設工事請負契約約款」と見積書（金額抜き）を添付してください。

(3) 提出部数は、正副1部ずつの計2部です。

5 工事着工

- 本管にホルソー等で穿孔する際に担当者が立ち会いますので、本管の掘削が完了する日時をご連絡ください。

- 工事写真は「着工前、完成、掘削状況、穿孔状況、支管取付、配管状況（配管延長が分かる写真）、砂基礎、砂埋設状況、埋戻し、転圧状況、仮舗装状況」等、工事全体の流れが分かるものを作成し、工事完成後に提出してください。

6 工事施工時の注意事項

(1) 取付管構造図・掘削埋戻し断面図（別紙）を参考に、埋戻し転圧については一層30cm毎に十分な転圧をしてください。

(2) 取付管は原則VUφ100を使用しますが、国県道や交通量が多い路線はVPφ100の使用も考慮し、担当者と打合わせをしてください。

(3) 支管は本管に適合する専用の部材を使ってください。

(4) 公共柵の蓋は中之条町マークの付いた蓋を使用してください。

※鋳鉄製蓋は共通ですが、ミカゲ蓋は公共と農集それぞれの名称が入るので注意してください。

7 工事完成

工事完了後、下記の書類を各1部ずつ提出してください。

- 工事完成通知書
- 公共柵設置工事完成検査申請書（金額抜き工事費計算書を添付）

※取付管・公共柵断面図を記載してください。

※取付管の位置（下流マンホールからの距離）と本管下流側から見た時の公共柵位置（右、左）を記載してください。

※受益者負担金（分担金）納付書の送付先を記載してください。工事施工者が申請者から負担金額を預かる場合、送付先は工事施工者としてください。

- 工事写真
- 完成引渡書
- 請負代金請求書

※各提出書類に日付は記入しないで下さい。

8 受益者負担金の納入について

工事完成検査申請書に記載された送付先に納入通知書を送付しますので、納入をお願いします。

9 国県道の舗装本復旧

(1) 工事完成から6ヵ月以降に実施してください。

(2) 本復旧協議と道路交通規制依頼が必要ですので、担当者と事前に打合せをしてください。

(3) 工事写真は、着工前と完成を1部提出してください。

10 国県道以外の舗装本復旧

(1) 工事完成から3ヵ月以降に実施してください。

(2) 道路交通規制が必要な場合は、担当者と事前に打合せをしてください。

(3) 工事写真は、着工前と完成を1部提出してください。

【施工方法】仮舗装の剥ぎ取り → 不陸整正 → アスファルト乳剤散布→As 表層工

※表層の厚さは既設舗装厚に合わせ、既設舗装との段差が生じないように施工してください。

中之条町役場 企業課 下水道係
TEL 0279-75-8832 (直通)
FAX 0279-75-6562